

滝沢総合公園体育施設等指定管理者募集要項

平成23年9月  
滝沢村

## 目 次

1	対象施設	2
2	申請対象者	3
3	指定期間	4
4	村が指定管理者に支払う指定管理料	4
5	会計帳簿の独立	4
6	余剰金の返還	5
7	指定管理者の公募手続き	5
8	提出書類	6
9	申請に際しての留意事項	7
10	選定方法	8
11	選定基準及び審査内容	9
12	その他	10
13	問合せ及び申請書類提出先	10

様式 1 号	滝沢村公の施設指定管理者指定申請書
様式 1-1 号	グループ申請構成表
様式 2 号	滝沢総合公園体育施設等管理計画書及び収支計画書
様式 2-1 号	滝沢総合公園体育施設等収支計画書
様式 3 号	団体概要調書
様式 4 号	滝沢総合公園体育施設等募集要項に関する 現地説明会参加申込書書
様式 5 号	滝沢総合公園体育施設等募集要項に関する質問書
様式 6 号	誓約書

滝沢総合公園体育施設は、利用者サービスの向上と経費の削減を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入しています。現在の指定期間が平成24年3月31日をもって終了するため、滝沢村都市公園条例第21条の規定に基づき、下記のとおり指定管理者を募集します。

## 1 対象施設

### (1) 名称、所在地、施設概要

	名称	所在地	開設日	敷地面積・構造	施設・設備の内容
①総合公園体育施設等	滝沢総合公園体育館 (駐車場・多目的広場・周辺芝地含む)	鵜飼字御庭田 1番地1	平成 元.6.1	敷地面積 29,000 m <sup>2</sup> 建築面積 4,469 m <sup>2</sup> 延床面積 5,898 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造 2階建て	アリーナ バasketコート 2面 柔剣道室 225 m <sup>2</sup> トレーニング室 225 m <sup>2</sup> ラウンジ 179 m <sup>2</sup> 会議室 100人収容 幼児室 51 m <sup>2</sup> 更衣室 温水シャワー男女各6基
	滝沢総合公園野球場 (駐車場・多目的グラウンド含む)	鵜飼字御庭田 1番地1	平成 7.9.1	敷地面積 24,000 m <sup>2</sup> 建築面積 17,604 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリート造	両翼 93m センター 120m 管理棟 観客席 メイン 1,084人 電光掲示板スコアボード 夜間照明施設 6基
	滝沢総合公園テニスコート	鵜飼字上山 55 番地 74	昭和 62.7.1	敷地面積 6,000 m <sup>2</sup>	人工芝 4面 グリーンサンドコート 1面 管理棟(木造平屋建て) 1棟
	滝沢総合公園陸上競技場(北側、南側トイレ含む)	鵜飼字御庭田 1番地1	平成 元.6.1	敷地面積 34,000 m <sup>2</sup>	400mトラック 8コース 観客席 メイン 1,850人
	滝沢総合公園内芝生及び植栽	鵜飼字御庭田 地内		別添1、滝沢総合公園 管理概要図のとおり	芝生 中低木植栽等

### (2) 業務内容

別紙、滝沢総合公園体育施設等指定管理に関する仕様書のとおり

## 2 申請対象者

(1) 団体であること。(法人格の有無は問わない)

- ① 申請団体は、団体若しくは複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とします。
- ② グループで申請する場合は、グループを代表する団体（以下「代表団体」という。）を定めるものとします。

(2) 団体又はグループの構成団体のいずれかが次の者に該当しないこととします。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当するもの
- ② 現に指名停止を受けているもの
- ③ 申請の直近2年度分の租税を滞納しているもの
- ④ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの、その他経営状況が著しく不健全であると認められるもの
- ⑤ 滝沢村議会の議員、村長、副村長、指定管理者の選定の決定に関与する村の職員並びに地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員（監査委員を含む）が会長、副会長、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる常勤の役員に就任している法人その他の団体
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という）
- ⑦ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ⑧ 暴力団等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあるもの

(3) 複数申請の禁止

- ① 単独で申請した団体は、グループ申請の構成団体となることはできません。
- ② グループの構成団体は、2以上のグループの構成団体となることはできません。

#### (4) グループ申請の構成の変更

グループ申請の場合、代表団体及び構成団体を変更することは原則として認めません。

### 3 指定期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあります。

### 4 村が指定管理者に支払う指定管理料

村は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、公募時に提案していただいた事業計画書（収支計画書）の金額に基づき、指定管理者と村が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

なお、村が指定期間中に支払う各年度の指定管理料上限額は、下表のとおりです。

応募にあたり、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料上限額を下回る額での提案を求めます。

年 度	指定管理料上限額	備 考
平成 24 年度	73,457 千円	
平成 25 年度	73,457 千円	
平成 26 年度	73,709 千円	
平成 27 年度	73,457 千円	
平成 28 年度	73,457 千円	

※実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理者と村が協議した上で、毎年度の予算編成において確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

### 5 会計帳簿の独立

指定管理業務にかかる各年度における収入及び支出に関し、指定管理者の他

の事業等に関する収入及び支出とを完全に区分した会計帳簿により会計した会計帳簿を作成しなければならない。

また、会計の資産を管理するための預貯金及び現金並びにその他の資産については、他の会計と完全に区分し管理しなければならない。

## 6 余剰金の返還

余剰金の返還は、基本協定書及び年度協定書に基づく4月1日から翌年3月31日までの年度内に指定管理業務により得た収入と支出に基づき算定された余剰金が指定管理料の5%を超えた場合に、その超えた額の2分の1を村に返還するものです。

具体的な算定方法は、別紙のとおりとします。

## 7 指定管理者の公募手続き

### (1) 募集要項の配付

募集要項を平成23年9月15日(木)～10月24日(月)に配付します。なお、郵便での配付は行いません。また、滝沢村ホームページからもダウンロードできます。

岩手県滝沢村ホームページアドレス <http://www.vill.takizawa.iwate.jp/>

配付場所：岩手県滝沢村役場教育委員会 文化スポーツ課

〒020-0173 岩手県岩手郡滝沢村鵜飼字中鵜飼55番地

電話：019-684-2111(内線342)

配付時間：平日 午前9時～正午、午後1時～5時

### (2) 募集要項に関する質問の受付及び回答

募集要項に関する質問を下記のとおり受け付けます。なお、内容によっては時間をいただく場合があります。

受付期間：平成23年9月15日(木)～10月24日(月)午後5時まで

(土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)

受付方法：質問書(様式5号)に記入のうえ、電子メールにより送付してください。また、電子メールの未到着を防ぐため、事前、事後の送信・着信の連絡をお願いします。

回答方法：電子メールにより個別に回答するほか、滝沢村体育施設指定管

理者募集ホームページに掲載します。

メールアドレス：syakyo@vill.takizawa.iwate.jp(@を小文字に変換してください)

### (3) 現地説明会

現地説明会を次により開催します。希望される団体は申込書(様式4号)に記入のうえ、郵送、電子メール又はFAXのいずれかにより平成23年9月22日(木)午後1時までにお申込みください。

なお、説明会参加につきましては1団体2名までとします。

提出先：滝沢村役場教育委員会 文化スポーツ課

開催日時：総合公園体育施設等：平成23年9月29日(木)午前10時～  
午後17時

開催場所：各体育施設及び滝沢村役場庁議室

### (4) 申請の受付

申請書類を下記のとおり受付します。

受付期間：平成23年9月30日(金)～10月31日(月)午後5時まで

提出先：滝沢村役場教育委員会 文化スポーツ課

※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時までに届くよう郵送してください。

※電子メール、FAXでの提出は認めません。

## 8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出していただきます。なお、村が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

なお、各書類とも7部(原本1部、コピー6部)提出してください。

### (1) 滝沢村公の施設指定管理者指定申請書(様式1号)

グループ申請の場合、グループ申請構成表(様式1-1号)も提出してください。

### (2) 滝沢総合公園体育施設等管理計画書及び収支計画書(様式2号、様式2-1号)

### (3) 誓約書(様式6号)

### (4) 申請者に関する書類

グループ申請の場合、構成団体分も提出してください。

- ① 定款又は寄付行為（法人でない団体にあつてはこれに該当するもの）
- ② 納税証明書（直近2事業年度分の課税されているすべての租税）
- ③ 団体概要調書（様式3号）
- ④ 申請日に属する年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑤ 法人にあつては当該法人の登記簿謄本、法人格のない団体にあつては、その構成状況を表す書類
- ⑥ 経営に関する書類（直近の会計年度のもの）
  - ・法人にあつては、貸借対照表及び損益計算書
  - ・その他の団体については、収支決算書

## 9 申請に際しての留意事項

### （1）失格又は無効

以下の事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ① 申請者の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 滝沢村施設指定管理者候補者選定審査会委員、本村職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触の事実が認められたとき

### （2）重複申請の禁止

申請1団体（グループ）につき1申請とします。複数申請はできません。

### （3）申請内容変更の禁止

申請された書類の内容を変更することはできません。

### （4）申請書類の取扱い

申請書類は理由のいかんを問わずお返ししません。

### （5）申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

### （6）費用負担

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

### （7）情報公開



申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(8) その他

申請書類は、必要に応じ複写します。(ただし、その使用は、滝沢村役場内及び滝沢村施設指定管理者候補者選定審査会の検討に限ります。)

## 10 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「滝沢村施設指定管理者候補者選定審査会設置要綱」に基づき設置された「滝沢村施設指定管理者候補者選定審査会」において、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼンテーション)により選定を行います。

なお、第1次、第2次とも審査は非公開ですが、プレゼンテーションは公開で行うとともに、選定後は申請の概況(経過、申請者名等)、審査内容の概要を公表します。ただし、申請者及び申請者の利害関係人については、プレゼンテーションの傍聴はできません。

(1) 第1次審査(書類審査)

申請書類に基づき選定を行います。

第1次審査の結果は、全申請団体あてに平成23年11月11日(金)に通知します。(第1次審査結果は、電話によりご連絡することとなりますのでご了承願います。)

(2) 第2次審査(プレゼンテーション)

第1次審査通過団体に対して、平成23年11月15日(火)に第2次審査を行い、指定管理者を選定します。

1 申請団体あたりの説明時間(パワーポイントを使つての説明も可)は30分以内、質疑時間を30分以内とします。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者を出席させてください。

第2次審査の結果は、平成23年11月下旬に通知します。

(3) 指定管理者の指定手続き

選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を議会に対して提案し、議決後指定管理者として指定します。

## 11 選定基準及び審査内容

指定管理者を選定する際の選定基準、審査内容及び配点は次のとおりです。

選定基準	審査項目	審査内容	配点 (100点満点)
(1)管理計画に基づく管理により当該公の施設における村民の平等な使用が図られるものであること	管理運営への意欲、姿勢	受託への意欲、熱意はあるか	30
		設置目的と申請者が提案した運営方針が合致しているか	
		団体の経営モラルは適切か	
		施設の設備、機能を十分に活用した提案となっているか	
	平等な使用を図るための具体的手法及び期待される効果	事業等の内容に偏りがいないか 使用者等からのクレーム対応は適切か	
(2)管理計画の内容が当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであること	稼働率の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	施設の利用率を高める内容の提案は適切か	30
		地域、関係団体、NPO等の連携が図られているか	
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	サービスの向上につながる取組内容は適切か	
		自主事業の提案の実現可能性はあるか	
	施設等の維持管理の内容、効率性及び実現の可能性	施設管理、安全管理は適切か	
		維持管理は効率的に行われているか 環境に配慮した管理運営となっているか	
	施設の管理運営に係る経費の内容	過去3ヵ年(H20~22年度)平均の指定管理委託支出額と比べてどの程度下回っているか	
管理運営費の節減に取り組む提案となっているか			
(3)指定申請法人等が管理計画に基づく当該公の施設の管理を適正かつ確実に実施する能力を有していること	収支計画の内容、整合性及び実現の可能性	収入、支出の積算と管理計画の整合性は図られているか	30
		収支計画の実現可能性はあるか	
	安定的な運営が可能となる人的能力	職員構成・職員数は十分か	
		職員採用、確保の方策は適切か 職員の育成指導、研修体制は十分か	
安定的な運営が可能となる財政基盤	経営状況(財政基盤)は安定しているか		
(4)その他別に定める基準	情報の管理	個人情報保護が図られているか	10
	危機管理体制	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	

## 12 その他

### 配付資料

- ・ 滝沢総合公園体育施設等指定管理者募集要項
- ・ 滝沢総合公園体育施設等指定管理に関する仕様書
- ・ 申請様式
- ・ 添付資料

## 13 問合せ及び申請書類提出先

岩手県滝沢村役場教育委員会 文化スポーツ課

〒020-0172 岩手県岩手郡滝沢村鶉飼字中鶉飼 55 番地

電話：019-684-2111（内線 342）

FAX：019-684-2126

メールアドレス：syakyo@vill.takizawa.iwate.jp（@を小文字に変換してください）

## 別紙

### 1 金額の原則

①すべての収入及び支出の金額は、消費税相当額を除いた金額で算定いたします。この場合において、内税表示のみの支出項目及び内容については、105分の100を乗じた額で1円未満を切り上げた額としてください。

②算定した数値及び金額が0以下である場合には、0といたします。

### 2 余剰額の算定

①余剰額は、4月1日から翌年3月31日までの一年度中に指定管理業務により得た収入金額から、当該年度中に指定管理業務により支払った金額を差し引いた金額とします。

②当該年度中の指定管理業務により発生した未収金額及び未払い金額（法人税やその他の税金に相当する未払い金は、含みません。）は、当該年度の収入金額及び支出金額に含めます。

③前年度の指定管理業務により発生した前年度の未収金額及び未払い金額は、当該年度の収入金額及び支出金額に含めません。

### 3 指定管理料の5%の金額

①指定管理料は、清算項目を清算した、最終の指定管理料の金額で算定します。

②この指定管理料に、0.05を乗じ、1円未満の端数が生じた場合は、小数点以下を切り上げた金額といたします。

### 4 勘案金額の算定

①施設使用の増加など管理者の努力により使用料が向上したした場合は、平成21、22、23年度の平均使用料額より増加した額を勘案金額といたします。

②使用料には、消費税相当額が含まれていないことから、勘案金額の算定には、消費税相当額を考慮しないことといたします。

### 5 返納金額の算定

返納金額は、次の式により算定いたします。

$$\text{返納金額} = (\text{余剰額} - \text{勘案金額} - \text{指定管理料の5\%の金額}) \div 2$$